

入学手続き時での必要書類について

(高等教育の修学支援新制度)

入学手続き時は、入学料を納入せず、以下の必要書類を、文京キャンパスの学生は入試課、松岡キャンパスの学生は松岡キャンパス学務課へ提出してください(必要な書類は、申込みパターンによって異なります。下記(ア)～(ウ)を参照ください)。

- ※ 入学手続き時に下記の手続きを行った方が、入学後の手続きをしない場合は、速やかに入学料・授業料を納入する必要があります。問合せ先へ連絡してください。
- ※ 入学手続き時に下記の手続きを行った方が、入学を辞退する場合は、入学料減免(免除)、入学料徴収猶予の申請を辞退したものと、本来入学手続きを行うまでに納入しなければならない入学料の「未納者」となりますので、直ちに入学料を納入する必要があります。

(ア) 予約採用候補者：高校等の予約採用で日本学生支援機構^{給付}奨学金の採用候補者に決定した方

【必要書類】

- ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A 様式1)
- ・日本学生支援機構奨学生採用候補者決定通知(【進学先提出用】表面)の^{コピー}
- (提出前に、通知の^{給付}奨学金選考結果欄に支援区分の記載があるか確認ください。)

※ A様式1は、大学HPからダウンロードしてください。

※ I～Ⅲ、I(多子)～IV(多子)、多子の支援区分に採用された方が修学支援新制度の支援対象者です。採用候補者決定通知の^{給付}奨学金選考結果欄が「不採用」「－」だった場合(貸与奨学金のみに採用されている方を含む)は、修学支援新制度の支援対象外です。

※ 入学後は、進学届の提出が必要です。詳しくは大学HP「奨学金制度」ページを確認してください。

※ 入学手続き時と入学後の手続きを行った場合、大学から認定結果が通知されるまでの間、入学料・授業料の納入は猶予されます。認定結果通知書は、5月末～6月上旬頃に学生へのメール配信システム「UNIVERSAL PASSPORT 等」にて通知予定です。通知が届きましたら、指定の期日までに支援区分に応じた入学料・授業料を納入してください。郵送での案内はありませんので、ご注意ください。

(イ) 在学採用申請者：大学進学後(令和9年度春の募集)に日本学生支援機構^{給付}奨学金の申請をする方

【必要書類】

- ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A 様式1)

※ A様式1は、大学HPからダウンロードしてください。

※ 入学後は、給付奨学金の申請が必要です。詳しくは大学HP「奨学金制度」ページを確認してください。

※ 入学手続き時と入学後の手続きを行った場合、大学から認定結果が通知されるまでの間、入学料・授業料の納入は猶予されます。認定結果通知書は、7月頃に学生へのメール配信システム「UNIVERSAL PASSPORT 等」にて通知予定です。通知が届きましたら、指定の期日までに支援区分に応じた入学料・授業料を納入してください。郵送での案内はありませんので、ご注意ください。

(ウ) 編入学継続者：編入学までの学校において日本学生支援機構^{給付}奨学生であった方

【必要書類】

- ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A 様式1)

※ 申請書の設問「過去に本制度の支援を受けた学校名、期間」、「過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか」について、正確に記入してください。なお、入学料については、過去に修学支援新制度による支援を受けている場合は、入学料減免適用外となりますので、下記の認定結果通知時に入学料の納入について案内します。入学料減免を受けたか分からない場合は、編入学前の学校へ確認ください。

※ 入学後は、継続申請書類の提出が必要です。詳しくは大学HP「奨学金制度」ページを確認してください。

＜入学手続き時に入試課へ提出する書類＞

必要書類 申請区分(ア～ウ)	授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)	奨学生採用候補者決定通知(コピー)
	◎	◎
	◎	-
	◎	-